

令和5年度茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会 会議録

議題	(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 審査
日時	令和5年8月2日(水) 16時10分～16時40分
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室4
氏名	<p>【出席委員】 内野 将大 (委員長)</p> <p style="padding-left: 40px;">松戸 康彰 (副委員長)</p> <p style="padding-left: 40px;">上谷 直樹 (委員)</p> <p style="padding-left: 40px;">内田 和雄 (委員)</p> <p style="padding-left: 40px;">山下 直樹 (委員)</p> <p>【欠席委員】 代田 千秋 (委員)</p> <p>【事務局】 産業観光課 青木 聡 (課長)</p> <p style="padding-left: 40px;">伊藤 昌宏 (課長補佐)</p> <p style="padding-left: 40px;">石田 洋介 (副主査)</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度 茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会 次第 ・ 令和5年度 茅ヶ崎市技能者表彰審査委員名簿 ・ 令和5年度 表彰候補者一覧
会議の公開・非公開	議題1は公開、議題2は非公開
非公開の理由	議題2については、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号の非公開情報に該当することから、審査内容は同条例第23条第2号に該当するため非公開とした。
傍聴者数	なし

【会議録】

(事務局 青木産業観光課長)

それでは、これより審査委員会に入らせていただきます。本日は、委員数全6名のうち、5名の委員に出席いただいております。委員の過半数が出席しておりますので、茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則第5条第2項の要件を満たし、本審査委員会が成立していることをご報告します。

議事に入る前に、名簿順に自己紹介をお願いいたします。

【各委員が所属・氏名を自己紹介】

(事務局 青木産業観光課長)

お手元の審査委員会次第に沿って進行させていただきます。「茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則」の規定により、委員長が委員会を招集し、議長として会議の進行を行うところですが、委員長の選出前ですので、審査委員会議題1の「委員長の選出」まで、事務局で会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議題1の「委員長及び副委員長の選出」についてですが、選出方法につきましては、「茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則」の規定により、委員の皆様の互選となっております。

はじめに委員長をご選出いただきたいと思います。皆様からご意見等はございますでしょうか。特にご意見等が無いようでしたら、事務局にご一任いただけますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局 青木産業観光課長)

それでは、委員長は、学識経験から選出の「神奈川県社会保険労務士会藤沢支部の内野委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局 青木産業観光課長)

「異議なし」とのことですので、委員長は「神奈川県社会保険労務士会藤沢支部の内野委員」をお願いいたします。「茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則」の規定により、委員長

が議長となりますので、内野委員には議長席へお移りいただき、以降の進行をお願いいたします。

(内野委員長)

ご承認いただきました社会保険労務士会藤沢支部の内野と申します。これ以降の進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。まず、「副委員長の選出」についてですが、特に皆様よりご意見がないようでしたら、ご一任いただけますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(内野委員長)

それでは、副委員長は「茅ヶ崎商工会議所の松戸委員」をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(内野委員長)

「異議なし」とのことですので、副委員長は「茅ヶ崎商工会議所の松戸委員」をお願いいたします。

(松戸副委員長)

はい。よろしくをお願いいたします。

(内野委員長)

次にこの委員会は、茅ヶ崎市が設置する附属機関となりますので、会議録を作成することになっています。会議録につきましては、規定によりホームページ等で公表することとなっていますので、後日、事務局より委員の皆様へ書面での確認をお願いさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(内野委員長)

それでは本日の会議録案ができましたら、事務局は委員へ書面での確認依頼をお願いいたします。

(事務局 石田産業観光課副主査)

承知しました。よろしくお願いいたします。

(内野委員長)

続いて、本委員会の審査内容の公開・非公開について決定したいと思います。

本委員会は、審査対象の方の個人が識別される情報を取扱い、その内容が茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号の非公開情報に該当することから、本審査内容は同条例第23条第2号に基づき、非公開とすることが適切であると考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(内野委員長)

それでは、本審査内容は、条例に基づき非公開といたします。

では、これより議題2の「審査」に入ります。

< 議題2「審査」について、事務局 石田産業観光課副主査より、配布資料の令和5年度 表彰候補者一覧に基づき説明後、委員にて審査を行った。主な意見は以下のとおり。 >

(内田委員)

塗装工に技能士の資格はないか。候補者の中には、一級技能士を持っている方もいれば、資格を持っていない方もいる。

(上谷委員)

塗装工も技能士の資格はある。しかし、資格については、積極的に取っていく方もいれば、技術を学んでから試験を受ける方もいる。取っていない方もいずれは取得すると思う。塗装工については色の調合等の大会もあるため、そういったものに積極的に出ていく方もいる。

< 議題2「審査」について、委員にて審査した結果、候補者すべてを妥当と判断した。 >

(内野委員長)

審査結果につきまして、後日、委員長名により、市長へ答申させていただきます。
これをもちまして、令和5年度茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会を閉会いたします。
委員の皆様には、円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

閉会